

## 第 10 節 環境資源の保全と継承

### 1 文化財の保護、まち並みの保全と継承

#### <現況>

本市は、近江大津宮が置かれた地であり、京都、奈良に並ぶ文化財の宝庫です。

今後、これらの歴史・文化遺産の保存・継承や、新たな遺産の発掘・保存を進めています。

- 現在市内には、世界遺産 1 件、建造物、彫刻をはじめとする 523 件の国、県、市の指定文化財があります。<sup>(54)</sup>

#### 市内所在指定等文化財件数

(平成 26 年 4 月 1 日 現在)

| 区分         |        |        | 全国     | 滋賀県 | 大津市 |
|------------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 世界遺産       |        |        | 17     | 1   | 1   |
| 国・県・市指定文化財 | 有形文化財  | 国宝     | 1,088  | 55  | 36  |
|            |        | 重要文化財※ | 12,922 | 813 | 299 |
|            |        | 滋賀県指定  | －      | 318 | 70  |
|            |        | 大津市指定  | －      | －   | 97  |
|            | 無形文化財等 | 特別     | 162    | 3   | 0   |
|            |        | 国指定    | 3,764  | 89  | 25  |
|            |        | 滋賀県指定  | －      | 84  | 10  |
|            |        | 大津市指定  | －      | －   | 27  |
| 国登録有形文化財   |        |        | 9,359  | 342 | 123 |
| 合 計        |        |        | －      | －   | 652 |

※重要文化財の件数には国宝を含むため、各値の集計と合計値は一致しない

指標[計画策定時];有形・無形文化財等指定数 509 件

#### (1) 文化財保存修理等補助事業

市内に所在の国・県・市指定文化財の保存・修理等を進めるにあたって、所有者の負担軽減を図るための補助金を交付しています。

- 保存修理等に対し、国指定文化財 8 件、県指定文化財 1 件、市指定文化財 3 件、また管理等に対し、指定文化財の地主神社など計 45 件について補助金の交付を行いました。<sup>(54)</sup>

#### (2) 史跡・遺跡の整備

天智天皇の近江大津宮錦織遺跡をはじめとする市内に残された優れた文化遺跡のうち、日本の歴史を語る上において欠くことができない、国の史跡に指定されている近江国府跡 国庁跡 惣山遺跡 青江遺跡 中路遺跡 や穴太廃寺跡、山ノ神遺跡について、環境整備を行い、その価値を市内外に紹介する。また、必要な遺跡については、確認調査を実施し、新指定あるいは追加指定などの保存処置を行っています。<sup>(54)</sup>

### (3) 文化財に触れる機会の拡充

#### ア 歴史博物館

平成 2 年 10 月の開館以来、購入・受贈・受託などの方法で資料の収集を図るとともに、それらの資料を随時公開・活用するため、企画展及びミニ企画展を実施しています。

また館内においては映像やコンピュータにより、市内の祭礼や伝説等を紹介する映像番組、史跡案内や収蔵品・古写真などのデータベース提供を行っています。ホームページによる情報提供も行っており、平成 25 年度のアクセス件数(訪問者数)は 250,592 件でした。<sup>(55)</sup>

平成 25 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 「大津百町」「珠玉の大津絵」「百人一首かるたの世界」「湖都大津のこもんじょ学」の企画展とともに、ミニ企画展「延暦寺の仏画」など 9 展を開催しました。企画展・常設展の総観覧者数は、33,786 人でした。<sup>(55)</sup>
- 市民参加の講座として、「れきはく講座」(34 回(内現地見学会 4 回) 参加者 2,939 人)や「ワークショップ(小学生対象)」(12 回 参加者 309 人)を実施しました。<sup>(55)</sup>

#### イ 埋蔵文化財調査センター

埋蔵文化財調査センターでは、市内遺跡から出土した埋蔵文化財調査資料の収蔵・整理・管理を行うとともに、市民の埋蔵文化財に対する関心と理解を深めるため、考古学講座、体験学習、展覧会などを実施しています。

- 考古学講座「貝飾りづくり」「火おこし」、速報展「埋蔵文化財みにみに展『大津むかし・むかへし』」などを開催しました。<sup>(54)</sup>

### (4) 伝統的建造物群保存対策事業

坂本地区は、優れた美しい自然と、里坊群を中心に数多くの歴史文化遺産に恵まれ、先人達の永年の努力と蓄積が今日まで継承されてきたところで、当地独自の歴史的空間を形成しています。

平成 9 年 10 月 31 日に、この里坊群を中心とした 28.7ha が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

- 伝統的建造物群保存地区保存事業として、無量院庫裏修理・無量院護摩堂修理・戒光院門修理・戒光院土塀修理・止観院門修景を実施しました(修理事業:4 件 修景事業:1 件)。<sup>(54)</sup>

目標:伝統的建造物群保存地区内の建造物等の修理修景 累計 68 件→6 件/年

## 第 1 1 節 景観の形成

### 2 自然景観・都市景観の保全と創造

#### <現況>

悠久の歴史文化と豊かな自然に彩られた大津らしい景観を生かし、魅力ある都市景観を形成していくため、「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」(以下「基本条例」という。 ) 及び「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」(以下「基本計画」という。 ) に基づき、古都大津にふさわしい景観づくり施策を推進しています。

本市は平成 17 年 3 月 28 日に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。景観行政団体は、景観行政の担い手として、地域に密着した景観行政を一元的に推進できるとされています。平成 17 年度に市民と行政が協働して取り組む景観づくりの指標として、大津市のあるべき景観像を明確にして、その実現のための規制誘導の基準を定めることを目的とした「大津市景観計画」の策定と「大津市景観法施行条例」を制定しています。<sup>(28)</sup>

#### (5) 自然と歴史に配慮した景観施策の推進【重点事業】

基本条例及び基本計画に基づき、地域で育まれた景観特性を活かした景観形成を進めていくため、重点的に景観づくりを推進すべき地区を選定し、地域住民との協働のもとに当該地域の景観づくりに関する実施計画を策定することとしています。

地区計画「県道比叡山線沿道地区」を策定した坂本、及び景観協定「落雁の道地区」を締結した堅田地区、並びに街道及び参道などの歴史的に恵まれた地域において、地域資源を活かした町並み形成ルール(地区別景観形成実施計画)の設定・実施を進めています。

○ 堅田地区においては、今堅田の出島灯台周辺地域の住民主導による景観協定を締結しました。<sup>(28)</sup>

○ 坂本地区においては、地区計画の拡充に向け、勉強会及び先進地視察を行いました。<sup>(28)</sup>

目標:景観づくり重点推進地区数 3 地区[～平成 30 年度]

#### (6) 都市の発展と調和した景観形成

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に定める地域で、市内 9 地区が古都の歴史的風土を保存するために指定されています。

○ 「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」にかかる許可・届出について、平成 25 年度は 43 件の申請を受け、審査業務を行いました。<sup>(28)</sup>

#### (7) 近江新八景ルールの推進

都市のにぎわいと発展を見据えて、将来に誇れる風格のあるまちづくりを目指し、地域ごとにメリハリのある規制を「琵琶湖でつながる大津の景観」として掲げ、その実現に向けた高度利用のあり方を「近江新八景ルール」とし、商業系・工業系の用途地域や地域の特性に応じて高さ規制を設定し、琵琶湖の眺望を確保します。<sup>(28)</sup>

#### (8) 屋外広告物景観推進事業

平成 21 年 4 月の中核市への移行に伴い、滋賀県から屋外広告物事務(主に、企画調整・啓発事務、屋外広告物許可事務、登録事務、違反広告物対策事務)の移譲を受けました。

特に、はり紙等の簡易な違法屋外広告物の除去や、未申請・基準違反の屋外広告物に対する是正指導などの違反広告物対策を進めていきます。

○ 都市核・シンボルロードでの規制・誘導を推進するため、違反広告物の是正指導、除去活動を行いました。

<sup>(28)</sup>

- 違反屋外広告物除去ボランティア「大津まちなかスッキリ士隊」は、22 団体 396 名で、通算約 2,250 枚の違反広告物(はり紙)を除去しました。<sup>(28)</sup>

指標[計画策定時];違反屋外広告物除去ボランティア参画者数 235 人/年

#### (9) 市民による花壇づくり、生け垣設置の推進

景観の創出を目指して、街角の花苑としての「手のひら花苑事業」や、街角の線あるいは面としての「花街道事業」を実施し、花苗を支給しています。この事業は、平成 25 年度より、公益財団法人公園緑地協会の独自事業として実施しています。また、ブロック堀やこれに類するものを取り壊して、生垣を設置する場合への補助制度を実施しています。

- 手のひら花苑事業 登録団体 69 団体 花街道事業 登録団体 7 団体 <sup>(30)</sup>

目標;手のひら花苑 79→120 地区

#### (10) 中高層建築物等に対する指導

「生活環境」「快適環境」などの環境配慮の内容について事業を実施される前に協議し、適切な助言指導を行っています。

- 中高層建築物事前協議届出受付件数 22 件<sup>(32)</sup>

##### 中高層建築物の事前協議の対象となる建築物(高さ又は階数が下表に該当するもの)

| 用途地域                                                                                                         | 事前協議の対象となる建築物の高さ | 事前協議の対象となる建築物の階数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 第一種低層住居専用地域<br>第二種低層住居専用地域<br>第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域<br>第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域<br>近隣商業地域<br>準工業地域 | 高さが 10mを超える      | 4 階以上            |
| 商業地域<br>工業地域<br>市街化調整区域                                                                                      | 高さが 15mを超える      | 6 階以上            |

(平成 22.6 改正)

#### (11) 建築協定等の推進

協定をしようとするエリア内に住む土地所有者等が建築協定を結び、建築行為等をコントロールすることによって地域の個性に応じた調和のあるまちづくりを推進しています。また、建築協定を周知するために、概要を市ホームページに掲載しました。

- 建築協定事前協議中件数 1 件<sup>(32)</sup>

## (12) 特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

旅館業法に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物の新築、増築、改築等を行うときは、建築基準法に基づく確認申請提出以前に、大津市特定旅館建築規制条例に基づく計画届出書を提出し、同条例による判定通知書の交付を受けることが必要となっています。

この条例も生活環境条例と同じく、紛争等を未然に防止する目的や事業内容等を周知する意味からも事前公開制度を採用しています。

なお、この条例では、市域の大部分を特定旅館禁止区域に指定しています。<sup>(19)</sup>

### 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

(件)

| 年度   | 新築 | 改築 | 増築 | 大規模の模様替え | 用途変更 | 計  |
|------|----|----|----|----------|------|----|
| 平成 元 | 2  | 0  | 1  | 0        | 0    | 3  |
| 2    | 1  | 0  | 2  | 0        | 0    | 3  |
| 3    | 2  | 0  | 6  | 0        | 0    | 8  |
| 4    | 2  | 3  | 2  | 0        | 1    | 8  |
| 5    | 0  | 0  | 1  | 1        | 0    | 2  |
| 6    | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 7    | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 8    | 4  | 1  | 0  | 1        | 0    | 6  |
| 9    | 2  | 1  | 0  | 0        | 0    | 3  |
| 10   | 0  | 0  | 2  | 0        | 0    | 2  |
| 11   | 3  | 0  | 1  | 0        | 0    | 4  |
| 12   | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 13   | 0  | 0  | 0  | 0        | 0    | 0  |
| 14   | 1  | 0  | 1  | 0        | 0    | 2  |
| 15   | 0  | 0  | 0  | 0        | 0    | 0  |
| 16   | 0  | 0  | 2  | 0        | 0    | 2  |
| 17   | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 18   | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 19   | 1  | 0  | 0  | 0        | 0    | 1  |
| 20   | 0  | 1  | 0  | 0        | 1    | 2  |
| 21   | 0  | 0  | 1  | 0        | 0    | 1  |
| 22   | 0  | 0  | 0  | 0        | 0    | 0  |
| 23   | 0  | 0  | 0  | 0        | 0    | 0  |
| 24   | 1  | 0  | 0  | 0        | 0    | 1  |
| 25   | 0  | 0  | 0  | 0        | 0    | 0  |
| 計    | 19 | 6  | 24 | 2        | 2    | 53 |

(注)平成 17 年度までは、旧志賀町分を含まない。【条例の制定なし】

## (13) 無電柱化の推進

都市計画道路等の新設の際には、景観保全の観点から無電柱化を推進しています。

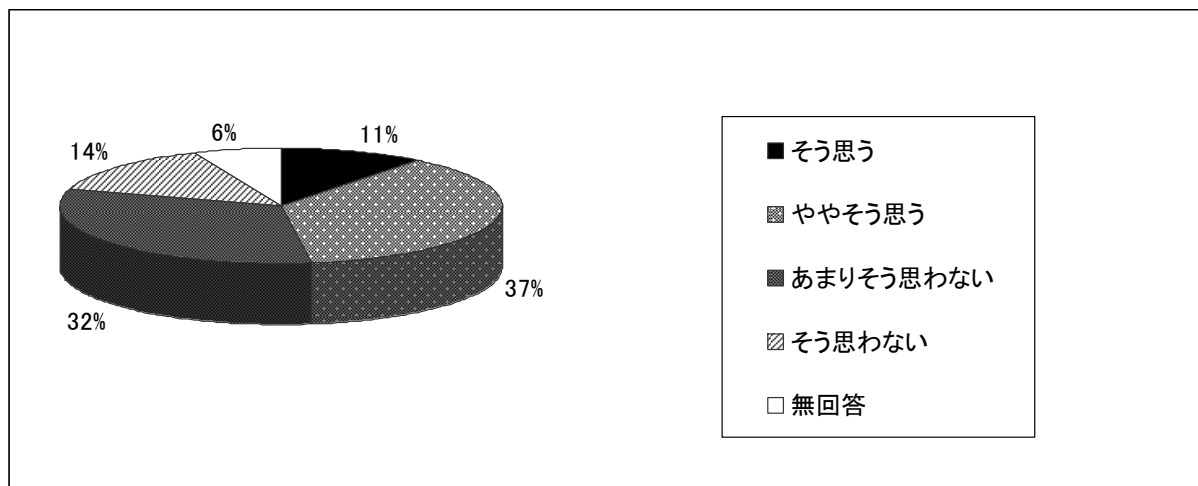
- 都市計画道路 3・4・9 号馬場皇子が丘線及び都市計画道路 3・4・15 号石山駅湖岸線の整備に向けて用地取得、建物補償、建物調査、排水工事を行いました。<sup>(35)</sup>

## 第 1 2 節 美化の推進

### <現況>

平成 21 年度に実施した市民意識調査によると、「ごみのポイ捨てなどがなく、まちがきれい」という問いに対して、47.7%の人が“(やや)そう思う”という回答ですが、平成 11 年度の結果(51.6%)に比べて 3.9%低い結果になっています。

#### 居住している地域の環境の快適性(ごみのポイ捨てがなくまちがきれいである)



## 3 都市美化の推進

### (14) 空き地の適正管理の推進

本市では宅地開発が急速に進み、県内外から土地を求める人が増えています。これらの中には、空き地のまま放置されるものもあり、雑草が繁茂したり、これに伴い害虫が発生するなど、苦情が多く寄せられています。

市では、生活環境の保全と増進に関する条例第 93 条に基づき、現地状況を調査し、所有者に文書で除草を依頼するなど、適切な管理について指導を行っています。

○ 指導件数(箇所) 146 件<sup>(19)</sup>

#### 雑草指導の件数

| 年 度 | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22 | 23  | 24  | 25  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 箇所数 | 139 | 100 | 126 | 160 | 187 | 104 | 114 | 126 | 98 | 101 | 151 | 146 |

(注) 各年度とも旧志賀町分を含む。

指標[計画策定時];雑草指導件数 126 件/年[平成 21 年度](空き地の適正管理)

### (15) 路上喫煙等の防止の推進

平成 21 年 7 月から「路上喫煙等の防止に関する条例」を施行し、市内全域における公共の屋外の路上等での喫煙を止めること、主要駅前や観光地の 9 地域で路上喫煙等禁止区域の指定を規定しています。

○ 人通りの多い駅周辺などで巡回による指導啓発、啓発広報宣伝車の運行を実施。また、13 事業者の訪問による協力依頼とチラシ等の配布による街頭啓発を実施しました。<sup>(19)</sup>

## **4 市民運動の推進**

### **(1) ノーポイ運動の推進**

住民と市が一体となって、ごみのポイ捨てを防止し、美しいまちづくりのための美化活動を実施しています。

- ごみ減量と資源再利用推進会議との連携により、12月1日を中心にノーポイ運動街頭啓発と清掃を実施しました。参加者 4,337人<sup>(20)</sup>

### **(2) 観光地クリーン作戦の推進**

ポイ捨て防止と観光滋賀と湖都大津を目指し、地元観光協会・滋賀県との連携により、観光地の清掃を実施しています。

- 坂本旧竹林院、京阪石山寺駅周辺で実施 参加者 19人<sup>(15)</sup>

## 第 1 3 節 環境教育の推進

### 1 市民ニーズを考慮した環境教育の推進

#### (1) <sup>かんきょうびと</sup>環境人育成事業（大津環境人を育む基本方針）

地球環境にまで拡大深刻化した環境問題に対して、持続可能な社会を次代に引き継ぐためには、「人と環境」の関係について深く認識し、自ら責任ある行動を実践できる人、いわゆる「環境人」の育成が不可欠であり、そのために総合的体系的に環境教育を展開するための方向性を示す方針が必要です。

この要請を受けて、平成 20 年 1 月に策定した「大津環境人を育む基本方針」では、環境へ負荷の少ない経済活動を進めながら持続的に発展することのできる社会をめざして、環境教育の推進のための基本的な方向を定めるものであり、日々の生活や仕事など、あらゆるライフステージで主体的に責任ある行動を実行していく「環境人の育成」を目指し、下記の取り組みの推進を企業、教育機関、市民団体等で組織された「大津環境学習活動実行委員会」と協力して、効果的効率的に展開していくことを本旨としています。<sup>(19)</sup>

#### ◆ 基本的取り組み

- 1) 実施体制の整備
- 2) 自然体験型環境教育の推進
- 3) 教育プログラムの充実
- 4) 人材育成
- 5) 教育フィールドと拠点整備
- 6) 情報支援の充実

#### ◆ 重点的取り組み

- 1) 親子・家族で参加する自然体験型環境教育の推進
- 2) 学校教育における環境教育の充実  
～体験学習の実践力を身に付けた指導者育成～

#### ○ “自然家族”事業の実施【重点事業】

こどもたちの自然体験の機会が減っているという調査結果を受け、就学前児童と小学生並びにその家族を対象とした自然体験型プログラム“自然家族”事業を実施しました。「大津環境学習活動実行委員会」の協力のもと、「里の日」、「びわ湖の日」、「山の日」「びわ湖漁の日」の 4 種類 6 回と水辺の体験会の事業を実施しました。（参加総数 463 人 累計延べ 4,577 人）<sup>(19)</sup>

目標：自然家族事業累計延べ参加者数 11,000 人



「びわ湖」の日

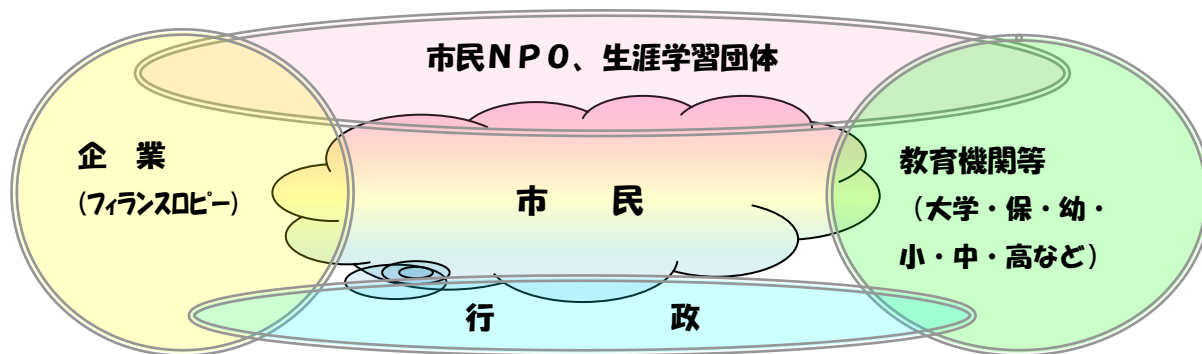


「山」の日



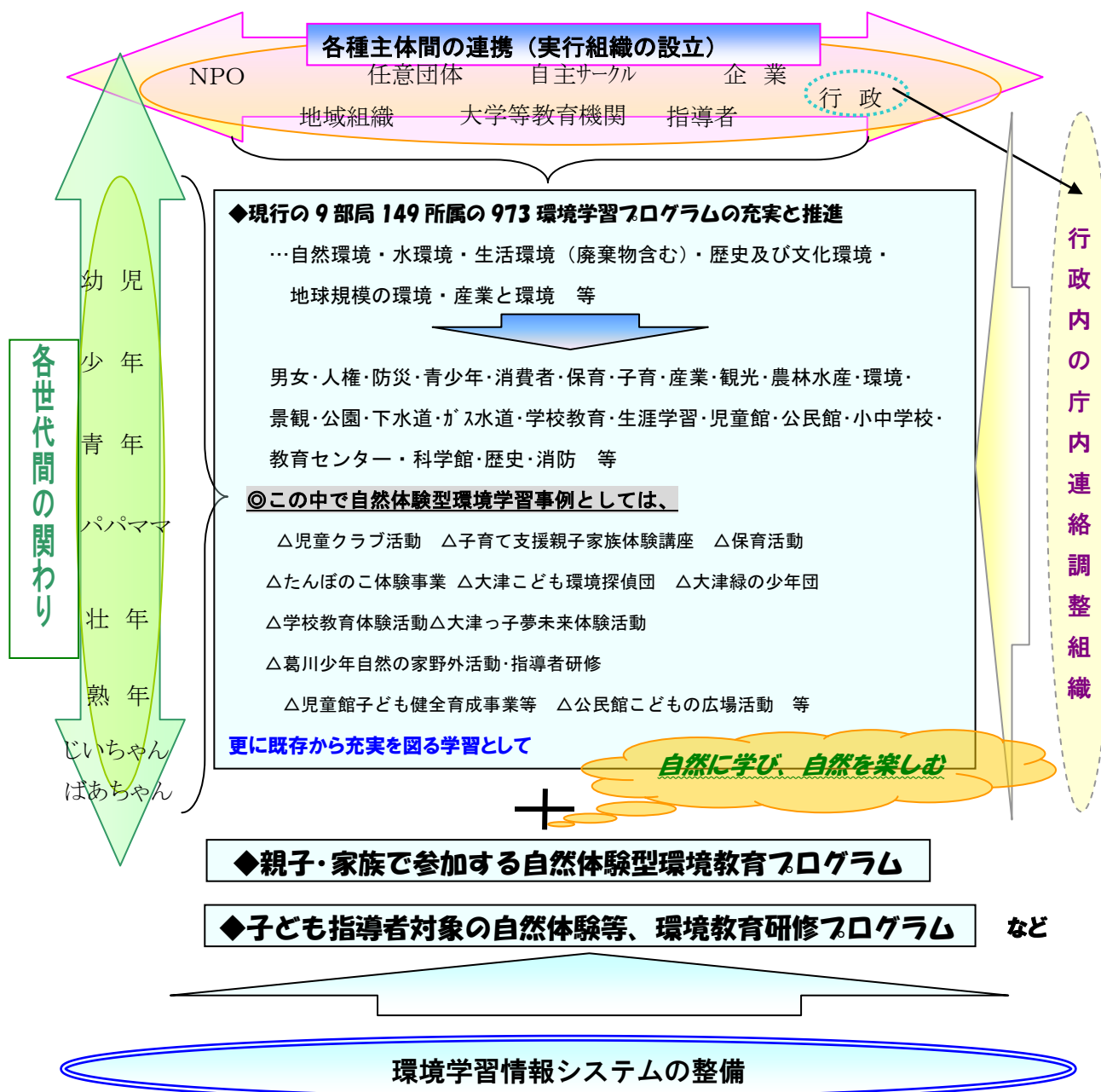
《展開イメージ》

## ■推進主体の関係



## ■事業推進のイメージ

世代間の連携と主体間の連携の網目構造でまち全体の環境人を育み合います！



## (2) 環境学習サポーター制度の推進

自主的な環境保全活動を支援する人材や情報の提供のニーズに対して、環境保全に関して一定の知識や経験を有し、活動に関する指導・助言等の支援を行うことに賛同した方を登録し、必要に応じて紹介する「環境学習サポーター登録制度」を実施しています。

- 33 人 8 団体を環境学習サポーターとして登録し、その情報等を冊子として作成し、公民館等に配布しました。<sup>(19)</sup>

指標[計画策定時];環境学習サポーター登録数 64 人

## (3) 学習環境の整備

より多くの市民が日常生活の中で文化・芸術にふれる場の提供と、芸術・芸能を志す人たちが伸びやかに育つことができる環境を充実させていきます。また、文化施設、自然的・歴史的環境やまちなかのオープンスペース等における市民の芸術文化事業を支援していきます。

- 大津市美術展覧会や大津市写真展覧会の開催、花登筐文芸奨励賞の募集等を実施しました。<sup>(7)</sup>

## (4) 公民館での学習機会の充実

公民館では、子どもから高齢者までを対象とした環境に関する学習会・自然観察・里山探検など、自然に親しみ、環境について学ぶ機会を提供しています。

- 水質調査、魚つかみ、自然体験、ハイキングなど公民館活動の主な実施事業 延べ参加者数 2,598 人<sup>(51)</sup>

## (5) 淡海生涯カレッジ

滋賀県が平成 7 年度に国から委嘱を受けて滋賀大学と共同で開発した環境学習事業で、地域の公民館や高等学校、大学等の多様な学習機関と連携し、日常的な学習から大学等での高度な理論学習までを組み合わせた体系的な生涯学習システムで、大津校は平成 8 年度から開講しています。

- 計 18 回の講座を開催し、受講生は 25 名、修了者は 17 名でした。<sup>(51)</sup>

# 2 若年層を対象とした環境教育の推進

## (1) 大津こども環境探偵団活動の推進

小学校 3 年生から中学校 3 年生までを対象に、平成 2 年度から実施しています。環境に配慮した生活・行動ができる「環境人」の育成を目的に、1 年間を通じて自然環境・社会環境の環境全般について、総合的で体系的な体験をすることで環境に対する幅広い知識を体得できるプログラムを展開しています。

また、平成 11 年度から支援を受けている探偵団のOBなどから構成されたサポーター組織については、平成 18 年 8 月に「大津こども環境探偵団エコリーダー」という名称で発足しています。

- 探偵団員 59 人 延べ参加者数 255 人<sup>(19)</sup>

| 開催日                 | 対象    | 内容         |
|---------------------|-------|------------|
| 6 月 8 日(土)          | 小・中学生 | 結団式・ホテル探偵  |
| 8 月 24 日(土)～25 日(日) | 小・中学生 | 宿泊探偵       |
| 10 月 19 日(土)        | 小・中学生 | カヌー探偵      |
| 1 月 26 日(日)         | 小・中学生 | ヨシ刈り探偵     |
| 2 月 1 日(土)          | 小・中学生 | 冬の水鳥探偵・修了式 |
| 3 月 8 日(土)          | 小・中学生 | びわこ開き参加    |

## (2) こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、子どもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。本市では平成 7 年から「こどもエコクラブ」地方事務局として、地域・学校等で環境活動を行っている小・中学校グループ等の「エコクラブ」への登録・資料配布などの様々な活動支援を行っています。<sup>(19)</sup>

### こどもエコクラブ登録団体(平成 25 年度)

| クラブ名           | クラブ<br>人 数 | サポーター | クラブ名                    | クラブ<br>人 数 | サポーター |
|----------------|------------|-------|-------------------------|------------|-------|
| しが Kidsエコクラブ   | 17         | 4     | 大津市こども会ジュニアリーダークラブ KIDS | 30         | 10    |
| イオン西大津チアーズクラブ  | 24         | 2     | 逢坂小学校(自然科学クラブ)          | 20         | 3     |
| ほねほねクラブ        | 2          | 20    | 大津こども環境探偵団              | 59         | 30    |
| 逢坂小学校自然キラキラ委員会 | 13         | 3     | ちゃぶー・くま・みみ なかよしクラブ      | 3          | 2     |
| 山川ファミリー        | 4          | 1     | 瀬田北中学校科学部               | 19         | 2     |
| おやおや? 浜保クラブ    | 13         | 2     | 合 計                     | 230        | 89    |
| ホテルの学校         | 26         | 10    |                         |            |       |

## (3) 農業体験による食育

子ども達に、農業への関心・生命や食べ物大切さを学んでもらうため、農業体験学習の場を提供しています。

- ステップアップ事業(環境学習、地産地消に関する学習)22 小学校実施<sup>(16)</sup>
- たんぼのこ体験事業(農業体験学習)37 小学校実施<sup>(16)</sup>

## (4) 資源とごみ学習

- 若年時からごみ減量や資源化の大切さを知ることを目的に、小学校 4 年生の副読本として「くらしとごみ」を編集・作成しました。<sup>(20)</sup>

## (5) 保育園における環境学習

保育園では、各地域の自然環境を保育者自身が把握し、身近な動植物や自然と接する機会を持つ保育を実践しています。

- 園児だけでなく、保護者や地域の方にも参加いただいて自然体験活動に取り組むとともに、職員の環境教育への理解と実践を深めるべく研修会を実施しました。<sup>(11)</sup>

## (6) 児童クラブにおける環境学習

- 放課後児童の健全育成を目的とした児童クラブの活動のなかで、ごみの減量、美化の推進、身近な自然の保全等、環境にやさしい行動ができるよう日々の生活を通して伝えました。<sup>(10)</sup>

## (7) 幼稚園における環境学習

- 幼稚園においては、子どもたちが身近な環境に自ら関わり、発見を楽しみ、考え、自分の生活に取り入れる等の活動を設定できるよう、その意義と重要性を年間計画に位置づけた環境教育を進めました。<sup>(50)</sup>

#### (8) 学校教育における環境学習

小・中学校では、環境をキーワードとして、各教科及び道徳、特別活動などの授業の時間はもとより、学校教育全体を通して、環境に関わる学習を関連づけることで、多面的に環境問題を捉え、総合的に学習を進めました。

- 「環境美化の日」を中心に、ゴミゼロ運動、琵琶湖岸や通学路等の地域清掃や校舎周辺の落ち葉拾いと堆肥化等を通して環境教育の実践化を進めました。<sup>(50)</sup>

#### (9) ふるさと体験学習・森林環境学習「やまのこ」

- 葛川少年自然の家では、自然を愛し、美しいものに感動する豊かな心を持った人間性の育成を図ることを目的に、小学校4年生及び中学校1年生を対象に「ふるさと体験学習事業」として、集団宿泊体験事業を実施しました。

また、森林をはじめとする環境に理解を深めるため、学校教育の一環として小学校4年生を対象に、森林環境学習「やまのこ」を実施しました。<sup>(59)</sup>

#### (10) 葛川少年自然の家での研修事業

- 自然体験学習の中で、子どもたちの五感にはたらきかける活動を取り入れた「冒険塾・北風わんぱくキャンプ・ちっちゃい秋探検隊」などの研修事業を主催しました。<sup>(59)</sup>

#### (11) 児童館における環境学習

児童館では、さまざまな場面で子ども達が環境について意識したり、経験できたりすることを大切にしました。

- (ア) 館内外の清掃活動や園芸活動などを通じて、環境についての経験の機会を提供しています。<sup>(9)</sup>

#### (12) 環境科学クラブ活動

- 科学館では、小学校4年生から中学校3年生までを対象とする「環境科学クラブ」活動で、近隣の川の水環境調査(水生生物等の観察、水質調査等)を行い、成果を「サイエンス屋台村」で発表する活動などを通じて自然愛護の気持ちを育てることを目的に開催しました。<sup>(57)</sup>



環境科学クラブ



北風わんぱくキャンプ

### 3 環境教育の基盤及び拠点の整備

#### (1) 環境教育指導者の育成

- 環境教育を推進するためには、指導者となる人材の育成が不可欠なため、大津こども環境探偵団エコーリーダー、保育士、児童クラブ指導員、児童館職員、幼・小・中学校教員などの子育てに関わる指導者を対象に、自然体験型環境学習の指導者研修会を開催しました。<sup>(19)</sup>

#### (2) 教員の指導者等の推進

- 各学校で作成した環境教育の全体計画や、各幼稚園で作成した年間推進計画をもとに、全教職員が自校園の環境教育の推進について、共通理解を図りました。栽培計画や飼育活動のほか、清掃活動、教科学習における環境教育の進め方についても関連させ、計画を作成し研修を進めるとともに、子どもたちに魅力ある教材の開発のために、地域の自然等を調べるなどの調査研究を行いました。<sup>(50)</sup>
- 幼・小・中学校教員の中から特に環境教育に関心を持つ教員の共同研究の場として、「幼稚園環境部会」「環境教育部会」を設置し、全教員を対象とした公開研修講座を開催しました。
- 初任者研修等の研修においても「環境学習」に関する研修を実施しました。<sup>(58)</sup>

## 第 1 4 節 環境情報の整備と提供

### 5 環境情報の整備と提供

#### (16) 環境情報システムの整備・拡充

市民、事業者の環境づくり活動、環境配慮行動を支援するためにも適切に環境情報を整備、提供することが重要です。このため、環境に配慮できる大津環境人の育成を支援することを目的として、平成 7 年度から開発を始め、環境情報システム市民検討組織「Otsu 知ってる会」の協力を得て、平成 8 年 7 月 1 日に大津市環境情報システム「大津のかんきょう宝箱」として開設しました。

「大津のかんきょう宝箱」には、「環境宝さがし」の調査結果を基にしたまちの宝物情報をはじめ、「身近な環境調査員」による調査結果、琵琶湖や河川等の水質調査結果、統計資料など約 3,000 件の環境情報を盛り込み、これらの情報を写真や地図、音声、動画などの機能を使い、楽しくわかりやすい表現で提供してきました。

その後、ホームページによる情報提供システムへの移行及び情報交流の機能等を付加するなどの改良を行い、平成 16 年度より運用を開始し、さらにシステムの全面更新を平成 24 年度に実施して、環境学習事業の紹介、身近な環境情報の収集・提供を行っています。

さらには、平成 20 年 7 月には、子育て中の親子や家族がそろって自然を楽しめる自然体験型環境教育情報を紹介する「大津こども環境人」ホームページを開設し、平成 22 年 4 月には、携帯サイトも運用しています。

○ ホームページ「大津のかんきょう宝箱」等の環境情報システムへのアクセス件数 371,721 件／年<sup>(19)</sup>  
指標[計画策定時];環境情報システムアクセス件数 323,289 件／年[平成 20 年度]

#### (17) 環境学習情報室運営

平成 18 年 4 月から環境学習の拠点として、明日都浜大津 4 階に環境学習情報室(愛称:こどもエコ・ラボ)を設置しています。

子どもから大人までを対象に、環境情報を提供し環境学習を推進するための施設で、特に、こどもエコクラブなど地域や学校における子どもたちの環境学習や環境にやさしい活動を支援するための研究室、実験室(ラボラトリー)、共同作業(コラボレーション)や交流拠点としての役割を果たしています。さらには、環境学習サポーターや事業所・市民の環境保全活動の交流の場所、大津こども環境探偵団のサポーター組織である「大津こども環境探偵団エコリーダー」や、地球環境保全活動を推進する「おおつ環境フォーラム」の活動拠点にもなっています。

○ 年間利用回数 延べ 786 回、年間利用者数 延べ 1,989 名<sup>(19)</sup>

#### (18) (仮称) 環境活動情報支援センター設立の推進

環境学習情報室の運営と活用内容を充実させるため、(仮称)環境活動情報支援センターの設立を目指していましたが、場所や予算の確保が困難となったため、取りやめることとした。<sup>(19)</sup>

目標:(仮称)環境活動情報支援センターの設立(1 施設)

## 第 15 節 環境保全活動の推進

### 4 環境保全活動の推進

#### (6) ヨシ景観水質保全事業

本市は、延長 44km にも及ぶ湖岸線を有しています。

これらの湖辺は、近年の都市化の進展により自然の姿が失われつつありますが、市域の北西部を中心にヨシ帯が残り、琵琶湖の原風景が美しく保たれています。

ヨシが群生してヨシ帯になると、湖辺生態系の保全、魚類のすみかや産卵場所の提供、鳥類のすみかや繁殖場所の提供、水質浄化、湖岸保全、湖岸の景観保全などの機能を持つといわれています。一方、ヨシ帯に湖辺からのごみが集まったり、枯れヨシがちぎれて湖岸に打ち上がるなどして見苦しいという問題があります。このため、ヨシ帯を保全するとともに、ヨシを通して琵琶湖と私たちの生活との関わりを見直してもらおうと、平成 2 年度から「湖辺ルネッサンス～大津のヨシ作戦～」と名付けたヨシ保全事業に取り組んでいます。

#### 地域別ヨシ帯面積

(平成 13 年大津市調査)

※志賀町域未調査

| 学区    | 面積 (㎡)  |
|-------|---------|
| 真野学区  | 13,920  |
| 堅田学区  | 49,845  |
| 雄琴学区  | 76,990  |
| 下阪本学区 | 29,685  |
| 唐崎学区  | 5,310   |
| 滋賀学区  | 1,435   |
| 長等学区  | 1,125   |
| 膳所学区  | 1,375   |
| 瀬田北学区 | 4,760   |
| 瀬田南学区 | 6,550   |
| 晴嵐学区  | 1,455   |
| 石山学区  | 715     |
| 合計    | 193,165 |

- 平成 2 年度から 2 地域で地元自治会等を中心にはじめられた「ヨシ刈り、湖辺清掃」「ヨシたいまつ」は、平成 24 年度から 1 学区 1 地域増え、8 学区 11 地域に広がっています。<sup>(19)</sup>

#### 主なヨシ保全活動(平成 25 年度)

|                  |                                                  |       |
|------------------|--------------------------------------------------|-------|
| 平成 25 年 12 月 1 日 | 堅田学区 3 地域の実行委員会による合同のヨシ刈り                        | 417 人 |
| 12 月 14 日        | 晴嵐学区の実行委員会によるヨシ刈り                                | 110 人 |
| 平成 26 年 1 月 18 日 | 真野学区の実行委員会によるヨシ刈り                                | 100 人 |
| 1 月 26 日         | ボランティアによる「市民ヨシ刈り」(雄琴地域)<br>ヨシ笛&コカリナの演奏会及びヨシの工作教室 | 492 人 |
| 1 月 26 日         | 雄琴学区の実行委員会によるヨシ刈り                                | 250 人 |
| 2 月 9 日          | 瀬田南学区の実行委員会によるヨシ刈り                               | 200 人 |
| 2 月 16 日         | 下阪本学区の実行委員会によるヨシ刈り                               | 200 人 |
| 2 月 23 日         | 膳所学区の実行委員会によるヨシ刈り                                | 350 人 |
| 3 月 8 日          | 「ヨシたいまつ」一斉点火 7 地域 (7 地点)                         |       |

- 環境学習の実施

各種イベント、学校教育、公民館活動などで、ヨシ笛やヨシ紙づくり、ヨシを使った工作などの指導を通じてヨシ保全の啓発活動を実施しました。また、環境教育指定校等の学校と連携して子どもたちのヨシ学習の指導を行いました。<sup>(19)</sup>

- 展示会等の開催

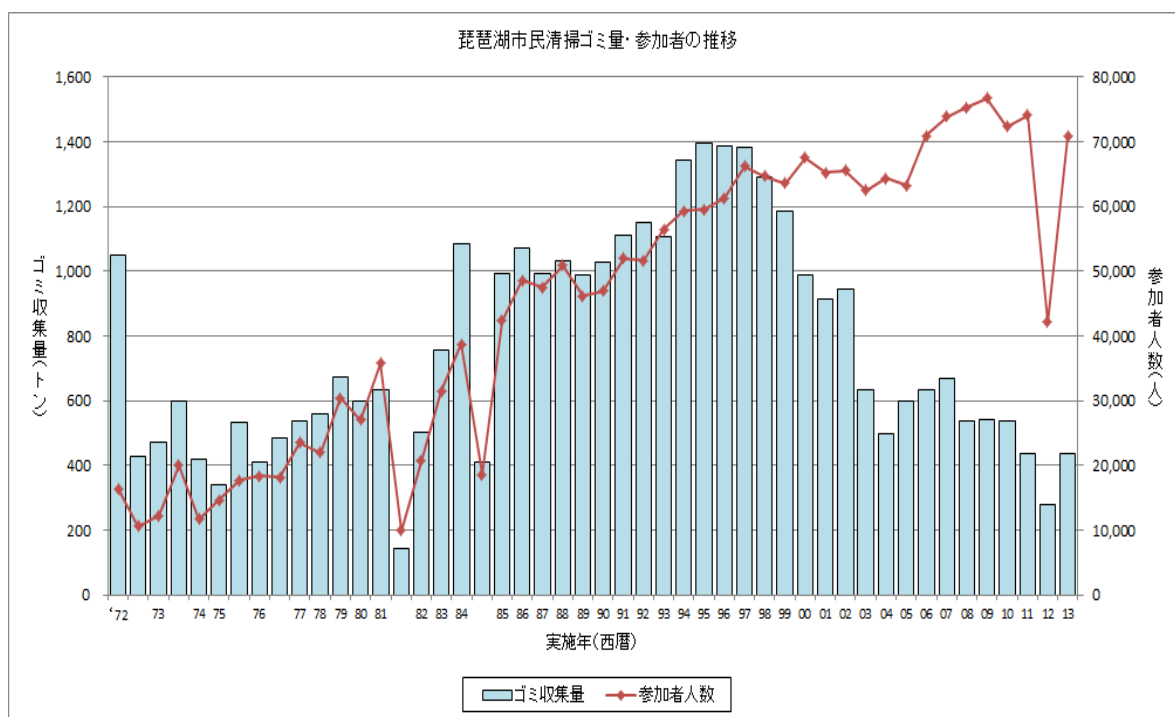
「ヨシ刈り」や「ヨシたいまつ」の活動報告、「ヨシ製品」や「ヨシの工作教室」など参加型の展示会や「ヨシ笛コンサート」を開催し、広く市民にヨシ保全の啓発を行いました。<sup>(19)</sup>

#### (7) 琵琶湖を美しくする運動

昭和 47 年 6 月、大津市全学区自治連合会(当時)、大津市地域婦人団体連合会(当時)、大津市漁業協同組合連絡協議会(当時)及び大津青年会議所(当時)の四者の提唱により、各種団体の協賛を得て、「琵琶湖を美しくする運動実践本部」が設立され、毎年 7 月に琵琶湖市民清掃を実施しています。

- 平成 25 年 7 月 7 日(日)実施(第 48 回) 参加人員 70,793 人 ごみ量 439t<sup>(19)</sup>
- 琵琶湖を美しくする運動実践本部加入団体数 122 団体<sup>(19)</sup>





目標:琵琶湖を美しくする運動実践本部加入団体数 130 団体

#### (8) 河川愛護活動

河川の美化、浄化を図るためには日常生活で深く関わっている住民の理解と協力は不可欠です。

川の周辺に住む住民が中心となって「〇〇川を美しくする会」といった河川愛護団体が数多く結成され、河川清掃、魚の放流、川辺の花づくり、ホタルの里づくりなど、川すじからまち中へを合い言葉に活発な活動が展開されています。

昭和 61 年 3 月、これらの団体の連絡調整、情報交換を目的として「大津市河川愛護団体連合会」が結成され、研修会や新規団体の育成、団体間の交流などの事業が行われています。

○ 河川愛護団体数 45 団体<sup>(19)</sup>

目標:河川愛護団体数 50 団体

#### 大津市河川愛護団体の概要（河川愛護団体連合会）

| 団 体 名         | 設立年月日       | 団 体 の 概 要                                                                                                                                                              |
|---------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相模川を美しくする会    | 昭和 47. 8. 1 | 流域 12 自治会と 1 企業で組織され、月 1 回の清掃活動や河川パトロール等を実施している。<br>昭和 56 年 5 月に環境庁長官より地域環境美化功労者表彰、平成 12 年 5 月に日本河川協会より河川事業功労者賞を受賞。<br>平成 25 年 7 月 河川愛護活動知事表彰受賞。                       |
| 三田川をきれいにする会   | 昭和 55. 9. 1 | 三田川全流域の 15 自治会で組織され、年 2 回の清掃活動や花作り活動、研修会等を実施している。平成元年 6 月には、環境庁水質保全局長より水環境賞を受賞。平成 10 年 4 月には、第 9 回全国「みどり愛護」のつどい功労表彰受賞。                                                 |
| 膳所南部の川を美しくする会 | 昭和 57. 6. 1 | 膳所学区内の兵田川・篠津川・庚申川・栗津中北水路を対象に、流域 18 自治会で、毎月清掃を欠かさず実施するとともに、花づくり活動を行なっている。（盛越川は平成 14 年 4 月より 3 企業で清掃を実施）<br>平成 3 年 5 月に環境庁長官より地域環境美化功労者表彰、平成 8 年 5 月に日本河川協会より河川功労者表彰を受賞。 |
| 際川を美しくする会     | 昭和 57. 7. 1 | 流域に住む有志数名が河川の清掃を地道に実施したのが始まりで、自治会による清掃も行っている。河川敷の花作りも実施中。                                                                                                              |



|                  |               |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 谷田川を美しくする会       | 昭和 59. 8. 1   | 将来を担う青少年に環境美化の大切さを引き継いでいくことを目標に、自治会で親子ぐるみの河川・水路の清掃活動を 2 ヶ月に 1 回実施。また平成元年には、河川直接浄化試験に積極的に取組んだ。<br>平成 6 年 5 月県知事より県民さわやか賞を受賞。                                                                                                                      |
| ふるさとの盛越川を愛する会    | 昭和 60. 6. 3   | 流域 2 自治会と 7 企業で組織され、住民と企業が一体となり、打ち解けたコミュニティ活動を展開している。年 3 回の一斉清掃や川辺での花作り、夏の魚つかみイベント等を実施している。<br>平成 9 年 4 月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞。                                                                                                                      |
| 長等の川を美しくする会      | 昭和 60. 10. 1  | 流域 46 自治会で組織されている。長等学区の河川（百々川、熊野川、不動川）清掃を行っている。                                                                                                                                                                                                  |
| 真野学区内河川を美しく愛護する会 | 昭和 61. 9. 1   | 真野学区内自治連合会会員で組織され、北部地域では最初に結成された。真野川をはじめ、その支流でゲンジボタルが多く生息する横田川を中心に清掃活動を実施。<br>平成 12 年 11 月県知事より環境美化模範地区表彰受賞。                                                                                                                                     |
| 天神川を美しくする会       | 昭和 61. 9. 21  | 流域 7 自治会と 6 企業で組織され、河川清掃をはじめとして、独自の花づくり活動や視察研修会を企画。春は鯉のぼり遊泳、夏は魚つかみイベント等、各種の地元コミュニティ団体と一体となった様々なまちづくり活動を展開している。<br>平成 5 年 4 月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞。                                                                                                   |
| 逢坂の川を愛する会        | 昭和 61. 11. 1  | 逢坂学区自治連合会会員で組織され、吾妻川上流、蟹川、常世川上流の 3 河川を中心にコミュニティを大切にした清掃活動を行っている。<br>平成 9 年 6 月県知事より河川事業功績者感謝状を受ける。平成 13 年 8 月環境省環境管理局水環境部長表彰受賞。                                                                                                                  |
| 吾妻川を美しくする会       | 昭和 62. 7. 4   | 老人会有志数名が川を清掃したのがきっかけで、現在 4 自治会で、組織化し活動を展開している。平成 19 年度煌めき大津環境賞受賞。<br>平成 24 年河川愛護活動知事表彰受賞。                                                                                                                                                        |
| 柳川を愛する会          | 昭和 62. 9. 25  | 二本松自治会壮年部員で組織。老人会等とも連携を図りながら、河川清掃やコスモス街道づくり、夏のイベント等の活動を地域ぐるみで積極的に展開している。十数年前より町内住民に清掃参加を呼びかけ参加頂き、5 年前からは柳川 1 丁目有志の参加も受け活動している。また、志賀小学校 4 年生の環境学習支援や、平成 17 年からは柳川の生き物調べも実施。平成 18 年 8 月には、県の支援を受けて柳川の生き物、水の調査を実施。<br>平成 12 年 4 月建設大臣より緑の愛護功労者表彰受賞。 |
| 足洗川を美しくする会       | 昭和 63. 11. 19 | 社会福祉協議会が中心になって流域の自治会からなる団体を結成し、清掃活動を展開している。                                                                                                                                                                                                      |
| 大宮川を美しくする会       | 昭和 63. 11. 19 | 社会福祉協議会が中心になって流域の自治会からなる団体を結成し、清掃活動を展開している。平成 16 年県知事より河川事業功績者感謝状を受ける。                                                                                                                                                                           |
| 藤ノ木川を美しくする会      | 昭和 63. 11. 19 | 社会福祉協議会が中心になって流域の自治会からなる団体を結成し、清掃活動を展開している。平成 22 年 5 月河川事業者功労者賞を受賞                                                                                                                                                                               |
| 田上の河川を美しくする会     | 平成 2. 1. 23   | 田上学区自治連合会会員及び各種団体で構成。特に教育関係組織の加入等、教育活動の一環として団体の存在を位置付けている。河川敷清掃及び花壇づくり等を実施している。                                                                                                                                                                  |
| 多羅川を愛する会         | 平成 5. 7. 2    | 石山寺辺町自治会 720 世帯によって構成。うるおいのある生活環境作りのための活動として、川の清掃やホタルの住む川を目指した啓発、実践活動を実施している。                                                                                                                                                                    |
| 千丈川を守る会          | 平成 8. 8. 25   | 千町自治会 480 世帯によって構成。本市有数のホタルの生息地である千丈川の定期的な清掃の他ホタルの育成に力を注いでいる。                                                                                                                                                                                    |
| 盛越川上流を美しくする会     | 平成 11. 5. 1   | 若葉台自治会 470 世帯によって構成。川の美化と水質浄化等に関する地域コミュニティ活動を行うことを目的に、定期的に河川清掃を行う他、「ホタルの里をつくる会」とともにホタルの育成活動にも力を注いでいる。                                                                                                                                            |
| 国分川を守る会          | 平成 15. 4. 1   | 国分川南郷 3 丁目～1 丁目。草刈及びゴミ、缶類の清掃を年 3 回実施して。※ホタルの生息地のため監視等（6. 7. 8 月）                                                                                                                                                                                 |

|              |               |                                                                                                                                                 |
|--------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 桐生大川愛護の会     | 平成 15. 4. 1   | 桐生自治会加入全世帯で組織されている。<br>桐生自治会活動の一環として、昭和 52 年以後、毎年 8 月に通称：桐生大川（草津川上流）の草刈、清掃作業を実施。その後、琵琶湖を美しくする運動の一斉清掃の実施に伴って毎年 2 回 7 月に河床、8 月に堤防の草刈、清掃活動を実施している。 |
| 長沢川下流を美しくする会 | 平成 15. 4. 1   | 瀬田北学区自治連合会会員から構成され、長沢川の下流域（国道一号线より下）にて活動を実施している。活動は、3 月末のさくらまつり時に草刈り、4 月末の萱野神社例大祭前に川掃除、7 月の琵琶湖市民清掃時に草刈りを行っている。また、春と秋にはプランターへの花苗の植え込みも行っている。     |
| エコフオスター茶が崎   | 平成 18. 12. 26 | ルネ大津皇子が丘ロイヤルビューマンションの居住者で構成され、毎月 1 回第 3 日曜日に、茶が崎付近の河川や湖岸にて活動を行っている。また、清掃活動以外にも、生き物観察やポスターの作成などを行っている。<br>平成 20・21 年度 琵琶湖 CO2 ダイエットコンテスト一般投票大賞受賞 |
| 中野町自治会       | 平成 24. 3. 1   | 中野町自治会員の有志で構成され、年 3 回、中野町を取り巻いている萱尾川・明曾川・梨ノ木川の 3 河川で、草刈やゴミ拾いの活動をしている。                                                                           |

## (9) おおつ環境フォーラムの活動

平成 13 年 12 月 1 日に、『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）に掲げた取り組みを市民、事業者、行政が力を合わせて推進することを目的におおつ環境フォーラムが設立されました。

おおつ環境フォーラムは、プロジェクトの推進を中心とした組織となっており、環境問題に関心を持つ会員が交流し、取り組むテーマとメンバーが固まれば活動計画をたてるとともに役割や責任を分担した「プロジェクト」として事業に着手することとしています。

平成 18 年 4 月には、明日都浜大津 4 階に開設された「環境学習情報室（愛称：こどもエコ・ラボ）」に、事務局機能を設置しました。

平成 24 年度は、次のプロジェクト等により活動が進められ、市は同団体の活動支援を行うとともに、協働により事業を実施しました。なお、同団体は、平成 24 年度で活動を終え、25 年度からは「特定非営利活動法人おおつ環境フォーラム」が活動を引き継いでいます。

### 【プロジェクト等の名称】

#### (1) プロジェクト等

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ① 子どもが遊べる川づくりプロジェクト | ② 生ごみリサイクルプロジェクト      |
| ③ 菜の花プロジェクト         | ④ 環境マネジメントシステムプロジェクト  |
| ⑤ ビオトープづくりプロジェクト    | ⑥ 自転車にやさしいまちづくりプロジェクト |
| ⑦ 里山保全プロジェクト        | ⑧ エネルギープロジェクト         |
| ⑨ いきいき河川プロジェクト      | ⑩ フォーカスグループ           |

#### (2) その他の活動

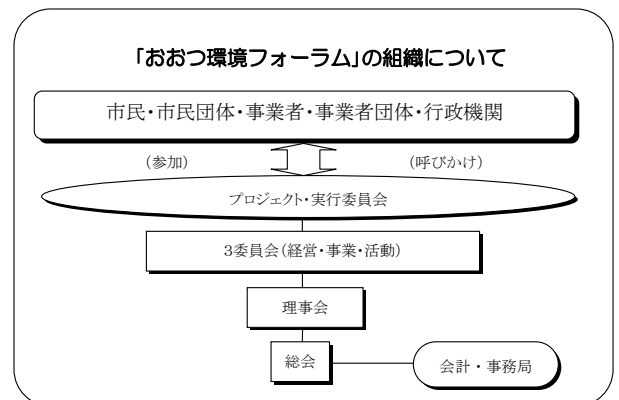
- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ① おおつエコ祭り実行委員会 | ② おおつ市民環境塾実行委員会 |
| ③ エコライフデー実行委員会 |                 |

#### (3) 委員会

- |         |         |
|---------|---------|
| ① 経営委員会 | ② 事業委員会 |
| ③ 活動委員会 |         |

○ 活動回数 延べ約 680 回、参加者数 約 9,800 人、会員数 154 人・団体<sup>(19)</sup>

指標[計画策定時];おおつ環境フォーラム登録会員数 242 人・団体



## 第 16 節 環境保全型行政の推進

### <現況>

市役所は、行政の主体としての役割のほか、建築物の建築・維持管理などを行う事業者、各種製品やサービスの購入などを行う消費者としての側面も有しています。そこで自らが事業者・消費者として、その事務及び事業を執行するに際し、環境に与える負荷を自主的積極的に低減させることが重要であり、また、市役所が率先してこのような環境に配慮した行動に努めていくことが大切であることから、平成 11 年 3 月に大津市環境基本計画に基づき「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 1 次計画)」を策定しました。また、平成 13 年 3 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガスの総排出量に関する目標設定や同法第 8 条「地球温暖化対策に関する基本方針」に示された取り組みを追加し「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 2 次計画)」として位置付けました。更に平成 14 年度は「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第 25 条に基づき「大気環境負荷低減計画」を策定する必要性が生じたことを受けて第 2 次計画を見直し、ばい煙対策並びに有害大気汚染物質対策を盛り込んだ「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 3 次計画)」を策定して取り組みました。

更に、平成 19 年度からは、平成 22 年度までを計画期間とする「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 4 次計画)」に基づき、取り組みを進め、現在は、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 5 次計画)」に基づき取り組みを進めています。<sup>(19)</sup>

### 6 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第 5 次計画)」の概要

#### (19) 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を設定

法が対象とする 6 種類の温室効果ガス(二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン(HFC)・パーフルオロカーボン(PFC)・六ふっ化いおう(SF6)のうち、排出量の把握が極めて困難であるパーフルオロカーボン・六ふっ化いおうを除く 4 種類の温室効果ガスの総排出量を把握し、その数量的な目標を設定します。

#### (20) 全庁一体となって推進

計画に掲げる取り組みは全庁一体となって推進しています。

#### (21) 毎年度実施状況を点検

計画に掲げる数値目標については、毎年度実施状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。

#### (22) 毎年度取り組み結果を公表

毎年度取り組み結果を公表します。

#### (23) 計画期間

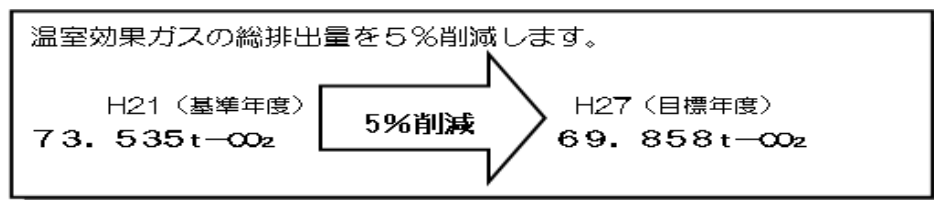
計画の期間は平成 23 年から平成 27 年度までの 5 年間とします。計画に掲げる数値目標については、原則として平成 21 年度を基準年度とします。

#### (24) 計画の目標及び目的

計画を達成するための目標を設定しました。

温室効果ガスの総排出量に関する目標は下記のとおりです。

#### ① 温室効果ガス



## ② ばい煙

ばい煙発生施設からのばい煙排出量を次のとおり削減します。

- ・ 硫黄酸化物の総排出量を 1 %削減します。
- ・ ばいじんの総排出量を 1 %削減します。
- ・ 窒素酸化物の総排出量を 1 %削減します。

基準年度(平成 21 年度)のばい煙の総排出量

| ばい煙   | 排出量実績(平成21年度) |
|-------|---------------|
| 硫黄酸化物 | 17,142 kg     |
| ばいじん  | 15,536 kg     |
| 窒素酸化物 | 94,890 kg     |

(注) 排出量はそれぞれ数値未満

## ③ 有害大気汚染物質

焼却場や処理施設で使用している有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

有害大気汚染物質の使用量の適正化に努めます。

基準年度(平成 21 年度)の有害大気汚染物質の使用量

| 有害大気汚染物質 | 使用量実績(平成21年度) |
|----------|---------------|
| アンモニア    | 3.7 t         |
| メタノール    | 52.1 t        |

## (25) 計画のまとめ

### ① 公用車の効率的利用の推進(ガソリン・軽油の使用)

平成 25 年度の実績は、平成 21 年度の実績と比較し 9.2%の削減

### ② 電気の効率的利用の推進

平成 25 年度の実績は、平成 21 年度の実績と比較し 10.4%の削減

### ③ ガスの効率的利用の推進

平成 25 年度の実績は、平成 21 年度の実績と比較し 9.2%の削減

### ④ 上水の効率的利用の推進

平成 25 年度の実績は、平成 21 年度の実績と比較し 7.8%の削減

「環境にやさしい大津市役所率先実行計画(第5次計画)」の平成 25 年度の推進により市施設から排出される温室効果ガスの総量は、電気の CO2 排出係数が引き上げられたこともあり、平成 21 年度比で 13.2%の増加でした。

目標:電気使用量削減率 5.5%削減 [～平成 27 年度]

目標:温室効果ガス排出量削減率 5%削減 [～平成 27 年度]

## 7 「環境にやさしい大津市役所率先実行計画（第5次計画）」での各施策

### (1) 公共施設における未利用エネルギーの活用

- 市の公共施設における新エネルギー導入を推進するため、「市有施設における新エネルギー利用方針（第2次）」を策定しました。<sup>(19)</sup>

#### 市有施設への太陽光発電システム設置状況（1kW 以上のもの）

| 設置場所          | 能力(kW) |
|---------------|--------|
| 木戸市民センター      | 10     |
| 天神山保育園        | 10     |
| 皇子山球場         | 3.57   |
| 市庁舎（新館）       | 40     |
| 旧大津公会堂        | 1.68   |
| 逢坂保育園         | 5      |
| 膳所小学校         | 18     |
| 膳所幼稚園         | 9      |
| 膳所浄水場         | 20     |
| 一里山緑のふれあいセンター | 5      |
| 大石グリーンパーク     | 4.27   |
| 富士見市民センター     | 10.00  |
| 瀬田南幼稚園・瀬田南保育園 | 5.16   |
| 上田上小学校        | 5.16   |
| 合計            | 146.84 |

目標;太陽光発電システムの能力 616kW

### (2) 公用車における低公害車の導入

公用車の更新時には、低公害車の積極的な導入に努めています。

- 低公害車の総導入台数 196 台<sup>(19)</sup>

指標[計画策定時];低公害車の導入台数 170 台

## 8 グリーン購入の推進

### (1) グリーン購入の推進

大津市役所グリーン購入推進基本方針及び環境にやさしい物品選択ガイドを作成しグリーン購入の推進に取り組んでいます。市で使用する物品のうち単価契約物品については、環境配慮商品の品目数増加と購入の推進、啓発に努めました。また、単価契約物品以外の物品についても、環境配慮商品の購入に努めるよう職員への周知を図り、印刷物には再生紙の使用を原則とするなどの取り組みに努めています。<sup>(5)</sup>

- 環境にやさしい単価契約物品品目数 457 品目

目標;環境にやさしい単価契約物品品目数 500 品目

このほか、滋賀グリーン購入ネットワークの会員として、環境配慮商品に関する情報収集や市民への購入推進のPRを行っています。<sup>(19)</sup>

## 9 環境マネジメントシステムの取り組み

「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」について、環境マネジメントシステムと一体で推進することにより、環境負荷をより効果的に低減し、市民や事業者への啓発効果が期待できること、加えて自主的積極的な環境行動やパートナーシップの構築にも寄与しうるとの考えのもと、本庁舎を中心とした事務系職場において ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成 14 年度から運用してきました。

この取り組みについて一定のノウハウが蓄積されたことから、これまでの経験等を活かし、平成 21 年度から、ISO14001 に代わる本市の独自の環境マネジメントシステム((呼称)「環境オームス」)に移行しました。

一方、エネルギー使用等が多く、事務系職場に比べ環境負荷の高い施設として、北部クリーンセンター及び環境美化センター焼却施設において、ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを構築し、運用していましたが、北部クリーンセンターはISO14001に基づく環境マネジメントシステムでは、業務と効果のコストパフォーマンスに問題があることや、ISO14001 のノウハウを蓄積したことから認証更新をせずに、環境オームスで対応することとなった。

これを受けて、環境オームス自体も大気汚染物質の測定チェックなどを取り入れ、従来の内容を充実させた。

- ① 平成 13 年 4 月 1 日 環境部 ISO 取得推進室発足
- ② 平成 14 年 9 月 18 日 本庁舎の認証取得
- ③ 平成 15 年 9 月 18 日 庁外事務系職場に適用範囲を拡大
- ④ 平成 17 年 9 月 18 日 適用範囲を見直し、認証更新
- ⑤ 平成 20 年 3 月 10 日 北部クリーンセンターの認証取得(本庁舎等事務系職場とは別サイト)
- ⑥ 平成 21 年 4 月 1 日 事務系職場で ISO14001 から独自の環境マネジメントシステムに変更
- ⑦ 平成 24 年 11 月 19 日 環境美化センター焼却施設の認証取得
- ⑧ 平成 26 年 3 月 10 日 北部クリーンセンターISO14001 の認証返上
- ⑨ 平成 26 年 4 月 1 日 新しい内容の環境オームスの運用開始

### (1) 「環境オームス」の推進

- 事務系職場においては、前年度に引き続き「環境オームス」による電気使用量の削減に取り組みました。5 月に「環境オームス」の円滑な運用を目的とした、所属長及び環境オームス推進員対象の研修を実施し、7 月～8 月には、全所属において環境チェック員(内部監査員)による環境チェック(内部監査)を行い、6 所属を除きシステムが適切に維持・運営されていることを確認しました。なお、改善の必要だった所属については、再度の環境チェックを実施し、適切に改善されたことを確認しました。また、各所属では、エコオフィス行動及び電気使用量の取り組みについて、9 月終了時点及び 3 月終了時点において所属長による自主点検を実施しました。<sup>(19)</sup>